


船舶事故調査報告書

令和5年4月19日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	漕手行方不明																																							
発生日時	不明（令和3年12月30日 07時10分ごろ～令和4年1月4日 07時30分ごろの間）																																							
発生場所	不明（神奈川県小田原市米神漁港 ^{こめかみ} ～神奈川県藤沢市引地川河口付近の鶴沼海岸 ^{くげぬま} の砂浜で本船が発見された場所の間）																																							
事故の概要	カヤック（船名なし）は、無人の状態で見られ、漕手が行方不明となった。																																							
事故調査の経過	令和4年1月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で行方不明となったため、行わなかった。																																							
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	カヤック（船名なし）、重量28kg なし、個人所有 3.90m×0.81m×約0.40m、ポリエチレン 機関なし、不詳																																							
乗組員等に関する情報	漕手 35歳																																							
死傷者等	行方不明 1人（漕手）																																							
損傷	なし																																							
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約3.2m/s、視程 約20km（令和3年12月30日07時の横浜地方気象台の観測値） 海象：波高 約0.5m、水温 約17℃ 米神漁港の北北東方約6.9kmに位置する小田原地域気象観測所の令和3年12月30日の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">日時</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07:00</td> <td>西</td> <td>4.5</td> <td>西</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>07:10</td> <td>西北西</td> <td>3.3</td> <td>北北西</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>07:20</td> <td>西</td> <td>3.9</td> <td>西南西</td> <td>8.9</td> </tr> <tr> <td>07:30</td> <td>西南西</td> <td>4.4</td> <td>西南西</td> <td>11.1</td> </tr> <tr> <td>07:40</td> <td>西南西</td> <td>4.4</td> <td>西南西</td> <td>9.3</td> </tr> <tr> <td>07:50</td> <td>西南西</td> <td>3.8</td> <td>西南西</td> <td>10.7</td> </tr> </tbody> </table>	日時	平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	07:00	西	4.5	西	9.3	07:10	西北西	3.3	北北西	7.5	07:20	西	3.9	西南西	8.9	07:30	西南西	4.4	西南西	11.1	07:40	西南西	4.4	西南西	9.3	07:50	西南西	3.8	西南西	10.7
日時	平均		最大瞬間																																					
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																																				
07:00	西	4.5	西	9.3																																				
07:10	西北西	3.3	北北西	7.5																																				
07:20	西	3.9	西南西	8.9																																				
07:30	西南西	4.4	西南西	11.1																																				
07:40	西南西	4.4	西南西	9.3																																				
07:50	西南西	3.8	西南西	10.7																																				

	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">08:00</td> <td style="width: 15%;">西南西</td> <td style="width: 15%;">4.1</td> <td style="width: 15%;">西南西</td> <td style="width: 15%;">9.0</td> </tr> </table> <p>神奈川県小田原市に発表された注意報は、次のとおりであった。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">日時</th> <th style="width: 30%;">強風注意報</th> <th style="width: 30%;">波浪注意報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月29日 16:02</td> <td>発表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12月30日 04:30</td> <td>継続</td> <td>発表</td> </tr> <tr> <td>12月31日 04:27</td> <td>継続</td> <td>解除</td> </tr> <tr> <td>31日 22:27</td> <td>解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月2日 10:15</td> <td>発表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月3日 03:48</td> <td>解除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月3日 16:16</td> <td>発表</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1月4日 18:11</td> <td>解除</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	08:00	西南西	4.1	西南西	9.0	日時	強風注意報	波浪注意報	令和3年			12月29日 16:02	発表		12月30日 04:30	継続	発表	12月31日 04:27	継続	解除	31日 22:27	解除		令和4年			1月2日 10:15	発表		1月3日 03:48	解除		1月3日 16:16	発表		1月4日 18:11	解除	
08:00	西南西	4.1	西南西	9.0																																			
日時	強風注意報	波浪注意報																																					
令和3年																																							
12月29日 16:02	発表																																						
12月30日 04:30	継続	発表																																					
12月31日 04:27	継続	解除																																					
31日 22:27	解除																																						
令和4年																																							
1月2日 10:15	発表																																						
1月3日 03:48	解除																																						
1月3日 16:16	発表																																						
1月4日 18:11	解除																																						
<p>事故の経過</p>	<p>本船は、令和3年12月30日07時00分ごろ、漕手が単独で米神漁港を出発するところを同漁港の駐車場の管理人に目撃されたのち、07時10分ごろ同駐車場の管理人によって米神漁港の約400～500m東方沖を航行しているところを目撃された。</p> <p>鵜沼海岸を散歩していた通行人は、令和4年1月4日07時30分ごろ引地川河口の砂浜で無人のシーカヤックを発見し、米神漁港から出発したシーカヤックが行方不明になっていることを年末のニュースで知っていたので、もしやと思い、同シーカヤックを確認したところ、パドル等の装備品がなく、行方不明になっているシーカヤックではないかと思い、07時41分ごろ118番通報した。(写真1参照)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">写真1 本船（海上保安庁提供）</p> <p>シーカヤックは、海上保安庁に回収され、その後、漕手が乗る本船であることが確認された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>																																						
<p>その他の事項</p>	<p>本船は、シットオントップカヤックと呼ばれる釣り用カヤックで、</p>																																						

	<p>主に穏やかな海や湖で使用されるものであり、耐航性は低く、荒れた海に対応することが困難で、シート位置が高く風の影響を受けやすいものであった。</p> <p>海上保安庁によれば、本船は、発見当時、他船と衝突したような痕跡が認められなかった。</p> <p>本船の製造販売業者は、購入者に対して、カヤックルールとマナーについて、ライフジャケットの着用、低体温症の防止、出艇前の天候チェック、危険海域及び航路周辺での釣り禁止の旨記載した文面を配布していた。</p> <p>本船は、安全を確保する目的で、単独行や夜間の使用を避けることなどを記載したラベルが貼られていた。</p> <p>海上保安庁のウォーターセーフティガイド*1のリーフレット（カヌー）には、事故防止4つのポイントが記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 気象・海象の確認 ② 海に出る前に沈脱やロールなど、転覆した際に必要な基本技術を身に付ける ③ 単独での行動は控え、複数のカヌーで行動する ④ ライフジャケットを着用する <p>漕手の親族の口述によれば、次のとおりであった。</p> <p>漕手は、シーカヤックの経験が約5～6年であり、ふだん、単独で本船を使用して海に出発して釣りをしていた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>漕手は、行方不明となった。</p> <p>漕手は、12月30日07時10分ごろ米神漁港東方沖で本船に乗船していることが目撃され、1月4日鶴沼海岸の砂浜でパドル等の装備品がなく無人の本船が発見されたことから、この間において落水して行方不明となった可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、穏やかな海で使用されることを前提としたカヤックであり、耐航性は低く、荒れた海に対応することが困難で、シート位置が高く風の影響を受けやすいカヤックであったが、漕手が、強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下、本船で出発し、風波による船体動揺により、体勢を崩し、本船から落水した可能性があると考えられるが、漕手が本事故で行方不明となっており、目撃者もいなかったことから、落水及び行方不明に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

*1 海上保安庁ウォーターセーフティガイド <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/watersafety/index.html>

<p>原因</p>	<p>本事故は、漕手が、強風注意報及び波浪注意報が発表されている状況下、本船で出発し、本船から落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カヌーの漕手は、強風注意報及び波浪注意報が発表された状況下では出航しないこと。 ・ カヌーの漕手は、海上に出発する場合には事前に気象情報を入手し、カヌーの耐航性を考慮の上、出発の可否を判断すること。 ・ カヌーの漕手は、海上に出発する場合には複数で行動することが望ましい。

付図1 事故発生場所概略図

